

官報

号外

平成十四年七月十六日

○第一百五十四回国衆議院會議録 第四十七号

平成十四年七月十六日(火曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案(災害対策特別委員長提出)

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

○馳浩君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

災害対策特別委員長提出、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 馳浩君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案(災害対策特別委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案を議題といたします。

委員長趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長田並胤明君。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案

(本号末尾に掲載)

〔田並胤明君登壇〕

○田並胤明君 ただいま議題となりました東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南側の海域を経て土佐湾までの地域並びにその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震である東南海・南海地震につきましては、高い確率で発生するとの科学的評価がなされ、今世紀前半に地震及び津波による甚大な被害が広い地域で発生するおそれがあるとされており、事前の対策を着実に進めておくことが必要であります。

本案は、この趣旨から、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進を図るため、特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、内閣総理大臣は、中央防災会議に諮問し、東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定するものとしております。

第二に、中央防災会議は、同推進地域の指定があったときは、東南海・南海地震防災対策推進基本計画を作成し、その実施を推進しなければならぬものとしており、また、指定行政機関、指定公共機関及び地方自治体等は、この基本計画を基

本とし、それぞれの防災計画において、避難地、避難路及び消防用施設等の整備に関する事項並びに津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定めなければならないものとしております。

第三に、同推進地域内の病院、劇場及び百貨店等その他不特定かつ多数の者が出入りする施設等を管理し、または運営する者は、あらかじめ、当該施設または事業ごとに、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた対策計画を作成し、都府県知事に届け出なければならないものとしております。

第四に、国及び地方公共団体は、同推進地域において、避難地、避難路、消防用施設その他東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等に努めなければならないものとしております。

第五に、国は、東南海・南海地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならないものとするともに、この地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮をするものとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、本日の災害対策特別委員会において、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、東南海・南海地震等に係る地震防災対策の強化に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

出席國務大臣

國務大臣 村井 仁君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

道路運送車両法の一部を改正する法律

一、去る十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

離島振興法の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

不破 哲三君

中林よし子君

補欠

中林よし子君

不破 哲三君

財務金融委員

辞任

小泉 俊明君

後藤 茂之君

補欠

後藤 茂之君

小泉 俊明君

厚生労働委員

辞任

竹下 巨君

岩倉 博文君

補欠

岩倉 博文君

竹下 巨君

環境委員

辞任

武山百合子君

金子 哲夫君

工藤堅太郎君

原 陽子君

補欠

工藤堅太郎君

原 陽子君

武山百合子君

金子 哲夫君

安全保障委員

辞任

臼井日出男君

前原 誠司君

赤松 正雄君

七条 明君

補欠

七条 明君

石井 紘基君

河合 正智君

臼井日出男君

前原 誠司君

赤松 正雄君

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

竹下 巨君

瀬古由起子君

菱田 嘉明君

藤木 洋子君

補欠

菱田 嘉明君

藤木 洋子君

竹下 巨君

瀬古由起子君

決算行政監視委員

辞任

岩永 峯一君

手塚 仁雄君

上川 陽子君

永田 寿康君

補欠

上川 陽子君

永田 寿康君

岩永 峯一君

手塚 仁雄君

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国土交通委員

辞任

高木 毅君

松野 博一君

虎島 和夫君

細田 博之君

補欠

虎島 和夫君

細田 博之君

高木 毅君

松野 博一君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

不破 哲三君

大森 猛君

補欠

大森 猛君

不破 哲三君

外務委員

辞任

松浪健四郎君

小池百合子君

補欠

小池百合子君

松浪健四郎君

国土交通委員

辞任

田中 和徳君

松本 和那君

保坂 展人君

後藤田正純君

山口 泰明君

日森 文尋君

補欠

山口 泰明君

後藤田正純君

日森 文尋君

松本 和那君

田中 和徳君

保坂 展人君

一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算行政監視委員

辞任

橘 康太郎君

宮路 和明君

補欠

宮路 和明君

橘 康太郎君

一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(特別委員辞任及び補欠選任)

東門美津子君

山内 恵子君

補欠

山内 恵子君

東門美津子君

一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

高鳥 修君

山花 郁夫君

中井 治君

斎藤斗志二君

渡辺 周君

樋高 剛君

野中 広務君

吉川 貴盛君

補欠

斎藤斗志二君

渡辺 周君

樋高 剛君

高鳥 修君

山花 郁夫君

中井 治君

吉川 貴盛君

一、去る十一日、審査会において、次のとおり幹事を補欠選任した。

(政治倫理審査会幹事補欠選任)

幹事 大野 功統君(幹事杉浦正健君去る平成十三年五月一日委員辞任につきその補欠)

幹事 米田 建三君(幹事佐藤静雄君去る平成十三年五月一日委員辞任につきその補欠)

幹事 成十三年五月一日委員辞任につきその補欠)

の補欠)

の補欠)

幹事 岩國 哲人君 (幹事玉置一弥君去る平成十三年九月二十七日委員辞任につきその補欠)

幹事 小坂 憲次君 (幹事佐田玄一郎君去る一月八日委員辞任につきその補欠)

幹事 馳 浩君 (幹事坂本剛二君去る一月十八日委員辞任につきその補欠)

幹事 中村 哲治君 (幹事佐々木秀典君去る十一日幹事辞任につきその補欠)

(政治倫理審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理審査会委員

辞任

補欠

日野 市朗君

今野 東君

漆原 良夫君

石井 啓一君

今野 東君

日野 市朗君

石井 啓一君

漆原 良夫君

(議案提出)

一、去る十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(枝野幸男君外七名提出)

税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案

(海江田万里君外三名提出)

(議案付託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

外務委員会 付託

(議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

日本郵政公社法案

日本郵政公社法施行法案

民間事業者による信書の送達に関する法律案

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(枝野幸男君外七名提出)

一、昨十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案

(海江田万里君外三名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

道路運送車両法の一部を改正する法律案

一、去る十二日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

離島振興法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「新国立美術展示施設(ナショナル・ギャラリー)(仮称)」の名称に関する質問主意書(伊藤英成君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

厚生労働省職業安定局総務課総括係長の持参にかかる文書に関する再質問主意書(加藤公一君提出)

医局からの医師の派遣に関する厚生労働省の統一見解に関する再質問主意書(加藤公一君提出)

労働者供給事業に関する再質問主意書(加藤公一君提出)

タケノコ医者の派遣に関する質問主意書(加藤公一君提出)

金融検査に関する質問主意書(海江田万里君提出)

一、昨十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米軍基地に関する「日本環境管理基準」に関する質問主意書(原陽子君提出)

(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員首藤信彦君提出ガリナ共和国大使就任に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員田中慶秋君提出悪徳商工ローン業者の取締りと中小企業金融機関の抜本的改革に関する質問に対する答弁書

衆議院議員加藤公一君提出厚生労働省職業安定局総務課総括係長の持参にかかる文書に関する質問に対する答弁書

衆議院議員加藤公一君提出医局からの医師の派遣に関する厚生労働省の統一見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員加藤公一君提出労働者供給事業に関する質問に対する答弁書

平成十四年七月二日提出
質問 第一一七号

ガリナ共和国大使就任に関する第三回質問主意書
提出者 首藤 信彦

ガリナ共和国大使就任に関する第三回質問主意書
浅井和子氏がガリナ共和国大使に登用された過程を明確にすべく、6月3日に質問主意書を提出した。ところが、6月18日に頂いた答弁書は、抽象的な内容に終始し、具体的な説明は皆無に等しかった。これでは、大使任命という重要事案に対し、国民を代表する国会議員として、国民への説明責任を全うする事ができないので6月19日に再質問主意書を提出したところ、同28日、答弁書が返答された。

しかしながら、再質問主意書の答弁書も、現在外務省が国民から強く求められている透明性および説明責任を果たしているとは到底思えないため、再度質問する。

1 6月19日に提出した再質問主意書「1の①、2の③及び5」への回答として「個別の人事に関する事項であり、詳細を公にすることは、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」とのことである。しかし、選考の過程についての透明性が甚だしく欠如しており、この回答では全く説明責任を果たしていないと言わざるを得ない。詳細を何ひとつ公開できないのはなぜか。明確な説明を頂きたい。また、「公正かつ円滑な人事の確保」とは何か。具体的に述べられたい。

2 再質問主意書における質問「1の③及び⑤」への回答として「共通の基準」については、年齢を除き、特段の数量的な指標等を設けていないわけではなく、そこで示した以上に具体化して述べることは困難」とあるが、具体的な基準を設けることなしに登用するのであれば、候補者の選定や絞込みはどのようにして行っているのか。具体的な手法について述べられたい。

3 再質問主意書における質問「1の④」の回答として「浅井大使の見識について更に具体的に評価を述べることは、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」とあるが、この回答は質問に全く答えていないと言わざるを得ない。明確な説明を頂きたい。

4 再質問主意書における質問「1の⑥」への回答として、「浅井大使が特命全権大使に就任するに当たり、それまで務めていたピー・エー・ジー・インポート株式会社監査役、ピー・エー・ジー・ホールディングス日本株式会社監査役、大阪ホンダ部品株式会社監査役及び株式会社ビービーマーケット監査役を辞したことは、外務省において確認している」とあるが、浅井氏が勤務していた「直江浅井法律事務所」については辞任したのか否か、回答を頂きたい。「就任に当たり、一切の営利企業その他報酬を得ている団体の役職を辞することができるとあるが、既に辞したのであれば、なぜ、「直江浅井法律事務所」について触れられていないのか。明確な回答を頂きたい。

5 6月3日に提出した質問主意書において、浅井和子氏が防衛庁長官である中谷元氏の政治資

金団体に多額の寄附を行うなど、特定の政治家と強い関係を持っていることに関し質問したが、6月18日の答弁書にて「寄附を行っていたことをもって直ちに特定の政治家の影響を受けるということにはならず」との回答であった。また、6月28日の答弁書においても、「買官行為であるとは言えない」との回答であった。

しかし、最近数年間に浅井夫妻が行った1600万円の寄附は、外務省の感覚では軽微な額なのであるが、かくも多額の寄附を行えば強い影響力を持ち得ると考えるのが一般人の常識的な感覚である。買官行為ではないと言ふのであれば、その根拠を示されたい。また、過去における事例はどうなっているのか。詳細説明を頂きたい。

外務省と政治家の関係改善を求める世論の強い声なども考慮した上での外務省の見解を改めて伺いたい。

6 再質問主意書における質問「4」への回答として、「浅井大使が違法な株取引や不動産取引等に関与したとの事実を確認するに至らなかった」とのことであるが、株の不正操作の疑いのあるコムソン社の監査役を務めていたのは事実である。例え直接関与がない場合であっても、浅井氏のように弁護士として専門知識に基づいて活動し、かつ監査役を務めているのであれば責任は免れないのではないか。この点を徹底説明することなく大使に登用した理由について、説明を頂きたい。

7 再質問主意書「5」において、下記のような質問を行った。
「透明性を高め、説明責任を果たすことは外務省に対する国民の信頼を回復し、本来行うべ

き外交を実現する上で必須のことであると、国民は厳しい目を注いでいる。(中略)

しかしながら、答弁書のような隠蔽回答を行うことにより、国民の信頼は失われるばかりであると考えるを得ない。この点についてどのように解されるのか。外務省改革との関係で明確な説明を頂きたい。

答弁書「1の①、2の③及び5」において回答されたとの認識のようだが、この説明には何ら具体性がなく誠に遺憾である。再度、明確な説明を要求したい。明確に述べる事が不可能であれば、その理由を述べられたい。
右質問する。

内閣衆質一五四第一一七号
平成十四年七月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員首藤信彦君提出ガーナ共和国大使就任に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員首藤信彦君提出ガーナ共和国大使就任に関する第三回質問に対する答弁書

1及び3について

浅井和子ガーナ共和国駐劄特命全権大使(以下「浅井大使」という。)の任命が決定されるまでの選考過程等については、先の答弁書(平成十四年六月二十八日内閣衆質一五四第一一一号。以下「前回答弁書」という。)1の①、2の③及び5について並びに1の④について述べたとおり、答弁を差し控えたい。

「公正かつ円滑な人事の確保」とは、前回答弁書1の②について述べたとおり、外務省又は在外公館のいわゆる幹部ポストに外務省外部の人材を起用する場合に、適材を適切に任用することである。

2について

外務省においては、前回答弁書1の③及び⑤について述べた「共通の基準」については、年齢を除き、必ずしも数量的な指標が必要であるとは考えていない。「共通の基準」をおおむね満たしている候補者の中から人選をどのように行っているかについてお答えすることは、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

4について

お尋ねの法律事務所を「辞任した」ということが何を意味するのか必ずしも明らかではないが、浅井大使は、特命全権大使に就任後、弁護士の職務を行っていないと承知している。

5について

前回答弁書3について述べたとおり、浅井大使については、我が国特命全権大使にふさわしいと判断し、任命したものであって、お尋ねの「買官行為」とは、浅井大使が過去に行った寄付がその特命全権大使への就任に何らかの寄与をしたという趣旨であると考えられるが、そのような事実はない。

また、過去に外務本省又は在外公館のいわゆる幹部ポストに外務省外部から起用された者について、政治活動に関する何らかの寄附を行っていた事例があるか否かについては、外務省として把握していない。

6について

外務省において、浅井大使の弁護士としての活動状況等の把握に努めたところ、問題があったとの事実を確認するに至らなかった。

7について

前回答弁書1の①、2の③及び5について述べたとおり、外務省の保有する情報の中には、個人に関する情報等もあり、その公開に当たっては、御指摘の「説明責任」等を考慮しつつも、個別具体の事案に即して慎重な検討を行う必要があると考えている。

平成十四年七月二日提出
質問 第一一八号

悪徳商工ローン業者の取締りと中小企業金融機関の抜本的改革に関する質問主意書

提出者 田中 慶秋

悪徳商工ローン業者の取締りと中小企業金融機関の抜本的改革に関する質問主意書

商工ローンの悪質な貸付や取立てで、倒産、自己破産、自殺に追い込まれる中小企業の経営者が急増している。長引く不況に加え、大手銀行の生き残りを優先し、信用金庫、信用組合などの地域中小企業金融機関の破たん、整理、縮小などを加速し、中小企業金融にしわ寄せをした金融行政がその背景にある。

商工ローン業者の取締りを強化するとともに、まじめに事業に取り組む中小事業者に対する健全な金融手段を整理することが緊急の課題である。従って以下、質問する。

一 商工ローン被害に関し、次の各事項の過去五年間の推移を数字で示されたい。

(一) 商工ローンをめぐる苦情件数

(二) 全国の自殺者数、そのうち経済生活問題を原因とするもの及び自営業者の自殺者数

(三) 商工ローン業者の登録件数、貸付残高、営業利益

(四) 商工ローン業者の利息制限法違反件数、出資法違反件数

二 三年前、脅迫まがいの取立てが社会問題化した「日米事件」のあと、これまでに政府がとってきた商工ローン業者取締り対策及びその効果を示されたい。

三 中小企業金融の収縮に関し、次の各事項の過去五年間の推移を数字で示されたい。

(一) 信用金庫、信用組合、地方銀行、第二地銀のそれぞれの破たん件数

(二) 信用金庫、信用組合、地方銀行、第二地銀のそれぞれの数及び貸付残高

(三) 公的資金注入を受けた銀行の中小企業向けの貸付残高

四 信用金庫及び信用組合の数が他の金融形態に比較して極端に減少している。これは、不良債権処理のために近年の金融行政が大手銀行の生き残りを優先させ、地域の中小企業金融機関を犠牲にする形で進められてきた結果と考えるが、政府の見解を示されたい。

五 我が国の金融機関の問題点として、長年指摘

をされてきた「担保主義」を改めることなく、資産デフレの中で金融検査を強化したことが中小企業金融の大幅な収縮を招いた。ゼネコンなど一社で数千億円の回収不能債権を抱える大手銀行の不良債権問題と、必ずしも「不良債権」とは言い切れない中小企業の数千万円単位の事業資金を柔軟に供給してきた地域中小企業金融機関の問題とを同列に扱ったことは誤りである。

その結果、中小企業者の多くが貸し渋り、貸しはがしを受け、やむを得ず商工ローンに走り、結果倒産、自己破産、自殺に追い込まれることとなった。悪徳商工ローン業者に対する取締りを強化せず、これを放置し、また、担保に依存しない金融への健全化を進めることなく、画一的な金融検査を強化したことがその原因であり、金融行政の重大なる失政と言わざるを得ない。この点について政府の見解を示されたい。

六 民間金融機関が十分な機能を果たさない時にこそ、公的金融がその代わりを果たすべきであった。三十兆円の特別保証制度はそれなりの役割を果たしていたが、代位弁済の急増に恐れをなして、これを打ち切ったのは誤りである。また、これに替えて様々な「セーフティネット」が用意されたものの、いずれも小粒の制度である。また、特殊法人改革の対象に中小企業金融を加えたことが、現場での運用の硬直化や担当者者の萎縮を招き、政府が主張する程の効果が挙げられず「羊頭狗肉」の制度となっている。政府はセーフティネットがどの程度効果をもたらしたと考えているか、定量的な数字で示されたい。

七 既存の民間中小企業金融機関が機能不全をおこし、公的金融もその補完機能を果たしていない中で、悪徳商工ローン業者の取締りが行われなければ、中小企業経営者の犠牲は今後も増え続ける。現状では金融機関の取立て代行機関としてしか機能していない中小企業信用保証制度を、真の中小企業者のための機関とするための抜本的改革と、金融検査の対象としない健全な中小企業専門金融業(ノンバンク)や地域金融システムの育成などに早急に取り組むべきものと考えてるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第一一八号

平成十四年七月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員田中慶秋君提出悪徳商工ローン業者の取締りと中小企業金融機関の抜本的改革に関する質問に対する答弁書

(別紙)

一の(一)について
主に事業者向けの貸付けを行っている貸金業者(以下「事業者向け貸金業者」という。)に関する財務局に対する苦情件数は、平成十二年が八百十八件、平成十三年が四百八十八件である。それより前の暦年での件数は、把握していないが、最初に報告を求めた平成十年七月から平成十一年七月までの十三か月間の件数は五百二十二件であり、また、その後の平成十一年八月か

ら同年十二月までの五か月間の件数は六百二十件である。

一の(二)について

お尋ねの自殺者数については、別表第一のとおりである。

一の(三)について

登録を受けている貸金業者のうち事業者向け貸金業者の数及び貸出残高については、別表第二のとおりである。

なお、お尋ねの営業利益は、把握していない。

一の(四)について

貸金業者に対し、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号。以下「出資法」という。)違反を理由に行政処分を行った件数は、平成十年度が十六件、平成十一年度が二十件、平成十二年度が三十件、平成十三年度が十八件であるが、平成九年度の件数は、把握していない。また、貸金業者の出資法違反による平成十三年における検挙事件数は八十七件であるが、平成十二年以前の件数は、把握していない。

なお、このうち事業者向け貸金業者に限った行政処分件数及び検挙事件数は、把握していない。また、利息制限法(昭和二十九年法律第九十号)で定めている利率を超える利息による貸付けの件数も、把握していない。

二について

平成十一年九月に、金融監督庁が、各財務局に対して、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。)の遵守等について貸金業者を厳正に指

導するとともに、警察等との連携強化を図るよう指示した。また、全国貸金業協会連合会に対して、同様に貸金業者を厳正に指導するよう指導した。金融監督庁(現在は、金融庁)においては、その後も平成十二年六月に改正された貸金業規制法の趣旨の一層の徹底を図ってきたところである。財務局は、違法な行為を行った事業者向け貸金業者二社に対し、平成十二年一月から同年十一月までの間に、五回にわたり貸金業規制法第三十六条に基づき業務停止命令を出している。この間、事業者向け貸金業者に関する苦情件数が減少していることから、これらの対策は一定の効果があったものと考えている。

三の(一)について

お尋ねの破たん件数については、別表第三のとおりである。

三の(二)について

信用金庫、信用組合、地方銀行及び第二地方銀行のそれぞれの数及び貸出残高については、別表第四のとおりである。

三の(三)について

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第五号)又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第四十三号)により資本の増強を受けた銀行の中小企業向け貸出残高については、別表第五のとおりである。なお、最初に資本の増強を行ったのは、平成十年三月であるが、平成九年度末の当該貸出残高は、把握していない。

四について

政府においては、検査等を通じて金融機関の

経営状況を把握し、その結果に基づき、適切な監督を行ってきたところであり、この点は大手銀行でも地域金融機関でも同じである。近年の金融行政が大手銀行の生き残りを優先させ、地域の中小企業金融機関を犠牲にする形で進められてきたとの御指摘は当たらないものと考えている。

五について

金融検査マニュアル(平成十一年金検第七十七号金融監督庁長官決定)においては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、その機械的画一的な運用に陥らないよう配慮することとする旨繰り返し明記するとともに、特に、地域金融機関の主な取引先である中小企業、零細企業等に対する債権について、その特殊性を総合的に勘案して資産査定を行うこととしているところである。画一的な金融検査を強化したとの御指摘は当たらないものと考えている。

なお、貸金業者の監督については、二について述べたとおり、その強化を図ってきたところである。

また、「改革先行プログラム」(平成十三年十月二十六日経済対策閣僚会議決定)に基づき、中小零細企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めるよう、金融機関に対し繰り返し要請しているほか、「早急に取り組みべきデフレ対応策」(平成十四年二月二十七日経済財政諮問会議公表)においても、無担保無保証の融資等、民間金融機関の新たな取組を促進し、民間金融機関からの資金供給の円滑化を図ることとしている。

六について

意欲と能力のある中小企業までが取引金融機関や取引先企業の破たん等に伴い連鎖的な倒産に陥るような事態を回避するため、平成十二年十二月に、政府系中小企業金融機関においていわゆるセーフティネット貸付制度を、また、信用保証協会においていわゆるセーフティネット保証制度を設けた。これらの制度については、平成十三年度第一次補正予算において、出資金等を約千四百億円計上するとともに、「改革先行プログラム」や「早急に取り組みべきデフレ対応策」にのっとり、利用可能な中小企業の範囲の拡大等を行ったところである。その利用実績は、平成十四年五月末までの間に、セーフティネット貸付けが約五万六千二百件、約一兆九千二百億円となっており、また、セーフティネット保証が約二万七千五百件、約四千七百億円となっていて、多くの中小企業に利用されているものと承知している。

七について

信用保証制度は、セーフティネット保証等を通じて、取引金融機関や取引先企業の破たん等に直面した中小企業に対する民間金融機関による資金供給の円滑化のために重要な役割を果たしている。これまで累次にわたり同制度の拡充を行ってきたが、今後とも、同制度が一層実効あるものとなるよう努力してまいりたい。

また、中小企業金融を担っている地域金融機関や貸金業者については、その役割を健全かつ適切に果たせるよう、引き続き適切な監督に努めてまいりたい。

別表第一

別表第

	全国の自殺者数(人)			うち経済生活問題が自殺の 原因・動機と認められた者	うち自営者であった者	
	平	成	年			
	平	成	8 年	23, 104	3, 025	2, 790
	平	成	9 年	24, 391	3, 556	3, 028
	平	成	10 年	32, 863	6, 058	4, 355
	平	成	11 年	33, 048	6, 758	4, 280
	平	成	12 年	31, 957	6, 838	4, 366

- (注) 1 警察庁において把握している数である。
 2 経済生活問題とは、倒産、負債、事業不振、失業、就職失敗、生活苦等である。

別表第二

	事業者向け貸金業者の数	貸 出 残 高(億円)
平成 8 年 3 月 末	144	257,372
平成 9 年 3 月 末	137	261,893
平成 10 年 3 月 末	132	239,469
平成 11 年 3 月 末	6,287	274,337
平成 12 年 3 月 末	6,267	210,604

- (注) 1 平成10年3月末までは、貸出残高が500億円以上の事業者向け貸金業者についての集計である。
 2 平成11年3月末以降は、貸出残高のある事業者向け貸金業者についての集計である。

別表第三

(件)

	信 用 金 庫	信 用 組 合	地 方 銀 行	第二地方銀行
平成 9 年 度	0	14	0	2
平成 10 年 度	0	25	0	3
平成 11 年 度	10	29	0	5
平成 12 年 度	2	12	0	0
平成 13 年 度	13	41	0	2

別表第四

	信 用 金 庫		信 用 組 合		地 方 銀 行		第二地方銀行	
	数	貸出残高	数	貸出残高	数	貸出残高	数	貸出残高
	金庫	億円	組合	億円	行	億円	行	億円
平成 9 年 度 末	401	704,080	351	168,221	64	1,380,383	64	525,282
平成 10 年 度 末	396	712,060	322	154,204	64	1,382,439	61	527,206
平成 11 年 度 末	386	687,292	291	142,433	64	1,340,878	60	505,738
平成 12 年 度 末	371	662,124	280	133,612	64	1,357,418	57	465,931
平成 13 年 度 末	349	639,808	247	119,082	64	1,359,864	56	444,432

別表第五

	銀 行 数	貸 出 残 高(億円)
平成 10 年 度 末	15	1,116,688
平成 11 年 度 末	21	1,262,665
平成 12 年 度 末	27	1,314,841

- (注) 1 貸出残高は実勢ベースで、インパクトローンを除いたものである。
 実勢ベースとは、各年度末の貸出残高に不良債権処理損失額等を加えたものである。インパクトローンとは、外国為替公認銀行が本邦本支店で居住者に対し行う外貨建貸付のことである。
 2 平成11年12月の中小企業基本法(昭和38年法律第154号)の改正に伴い、平成10年度末と平成11年度末以降では、中小企業の定義が変更されている。

平成十四年七月二日提出
質問 第一二一〇号

厚生労働省職業安定局総務課総括係長の持参
にかかる文書に関する質問主意書

提出者 加藤 公一

厚生労働省職業安定局総務課総括係長の持
参にかかる文書に関する質問主意書

平成十四年六月二十八日、厚生労働省職業安定
局総務課総括係長が、「医局による医師の派遣」
について」と題する文書(別添)を、衆議院第二議
員会館第七〇七号の加藤公一議員室に持参した。
一 厚生労働大臣は、本文書の存在について承知
しているか。

「医局による医師の派遣」について

○ 「医局による医師の派遣」については、実態調査を行った
結果、以下のように整理される。

- ① 病院に勤務する(勤務していた)講師、助手等に対し、関
連病院を紹介し、講師、助手等がその自由意思に基づき就
職することは、企業が現に雇用する(雇用していた)労働者
に対し、次の職場をあっせんすることと同様であり、業と
して行っていると判断すべきものではない。
- ② 研修医(医師法における臨床研修医)に対し、研修先とし
て関連病院を紹介し、研修医がその自由意思に基づき就職
することは、職業能力開発の一環として行われるものであ
り、業として行っていると判断すべきものではない。
- ③ 病院と雇用関係にない大学院修了生等に対し関連病院を
紹介し、大学院修了生等がその自由意思に基づき就職する
ことは、一般的に大学が当該大学の学生に対し職業紹介す
るものと同様であり、職業紹介事業に該当すると判断でき
る。

○ いずれの場合も、医師の自由意思に基づき、「派遣先」を
選択・決定しているかぎり、労働者供給には該当しない。

○ なお、③の場合、大学は、無料職業紹介事業の届出を行
い、職業紹介事業を行うことができるものである。

二 厚生労働大臣は、本文書の内容について承知
しているか。

三 本文書の作成名義人は、誰か。

四 本文書を起案したのは、誰か。

五 本文書の作成日時は、いつか。

六 本文書は、公文書であるか。

七 本文書は、行政機関の保有する情報の公開に
関する法律(平成十一年五月十四日法律第四十
二号)第二条第二項にいう「行政文書」か。

八 本文書の作成及び交付は、厚生労働大臣の命
に基づくものであるか。
右質問する。

内閣衆質一五四第一二〇号
平成十四年七月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員加藤公一君提出厚生労働省職業安定
局総務課総括係長の持参にかかる文書に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員加藤公一君提出厚生労働省職業
安定局総務課総括係長の持参にかかる文書
に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働大臣は、御指摘の文書(以下「本文
書」という。)の存在を承知している。

二について

厚生労働大臣は、本文書の内容を承知してい
る。

三について

本文書は、厚生労働省において作成したもの
である。

四について

本文書は、厚生労働省職業安定局業務指導課
職員が起案したものである。

五について

本文書は、本年六月二十八日に作成したもの
である。

六について

本文書は、公文書であると考ええる。

七について

本文書は、行政機関の保有する情報の公開に
関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二条
第二項に規定する「行政文書」であると考ええる。

八について

本文書の作成及び加藤公一衆議院議員の議員
会館内事務所への持参は、厚生労働大臣の了解
を得て行ったものである。

平成十四年七月二日提出
質問 第一二一一号

医局からの医師の派遣に関する厚生労働省の
統一見解に関する質問主意書

提出者 加藤 公一

医局からの医師の派遣に関する厚生労働省
の統一見解に関する質問主意書

平成十四年六月五日の衆議院厚生労働委員会に
おいて、坂口厚生労働大臣は、医局からの医師の
紹介・派遣が労働者供給事業に当たるか否かとい
う問題につき、「厚生労働省としての統一見解を
早速つくりまして、皆さん方にもお示しを申し上
げたいと思います」と答弁した。さらに、六月七
日の厚生労働委員会では、「今月中には双方の意
見をまとめさせていただきまして、そして御連絡
を申し上げたいと思っております」と答弁した。

一 統一見解をつくるために、厚生労働大臣は、
いつ、誰に対して、どのような指示を出したの
か。また、指示を受けた者は、どのような作業
を行ったのか。

二 厚生労働大臣は、平成十四年六月中に厚生労
働省としての統一見解を、完成させたのか。完
成させたとすれば、それは、どのような内容
か。完成させなかったとすれば、それは、何故
か。
右質問する。

内閣衆質一五四第一二二号

平成十四年七月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員加藤公一君提出医局からの医師の派遣に関する厚生労働省の統一見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員加藤公一君提出医局からの医師の派遣に関する厚生労働省の統一見解に関する質問に対する答弁書

一及び二について

厚生労働大臣は、本年六月六日に厚生労働省職員に対し、文部科学省と協議の上、いわゆる「医局からの医師の派遣」に関して、実態調査を実施し、見解を取りまとめるよう指示した。これを受け、厚生労働省においては、文部科学省に協力を求め、同省の協力の下、同月二十七日に一件の実態調査を実施し、その結果に基づき、同月二十八日に現段階における見解を取りまとめ、加藤公一衆議院議員の議員会館内事務所に持参した。当初は、同月中に複数件の実態調査を実施した上で見解を取りまとめる予定であったが、同月中に実施した調査は一件にとどまったため、今後更に複数件の実態調査を実施した上で、最終的な見解を取りまとめることとしている。

平成十四年七月二日提出
質問 第一二二二号

労働者供給事業に関する質問主意書

提出者 加藤 公一

平成十四年七月十六日 衆議院会議録第四十七号

議長の報告

労働者供給事業に関する質問主意書

一 厚生労働省職業安定局長は、平成十四年六月七日の衆議院厚生労働委員会において、「労働者供給につきましては、供給契約に基づいて一定の関係にある労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいいます。そして、労働者派遣法に規定する労働者派遣に該当するものを含まないとなっています。したがって、結論でございしますが、労働者供給事業におきましては、供給元と労働者との間に支配従属関係または雇用関係が存在する、二点目に、供給元と労働者のこうした関係のもとで労働者と供給先との間に雇用関係または指揮命令関係が成立するという点で、職業紹介とは明確に異なるという点でございします」と答弁している。

1 この答弁は、政府の見解と相違ないか。

2 ここにいう「支配従属関係」とは何か。その定義を明らかにされたい。

二 職業安定法第四条第六項の「供給契約」とは何か。その定義を明らかにされたい。

三 職業安定法第四十四条に禁止する「労働者供給事業」とは何か。その定義を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第一二二号
平成十四年七月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員加藤公一君提出労働者供給事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員加藤公一君提出労働者供給事業に関する質問に対する答弁書

一について

職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四十四条の労働者供給事業（以下「労働者供給事業」という。）については、従来から、御指摘の答弁とおおむね同様の説明をしてきている。なお、御指摘の答弁中「支配従属関係または雇用関係」という用語については、「雇用関係を含む支配従属関係」という用語を用いるのが、より正確であった。

労働者供給事業における「支配従属関係」とは、労働者供給事業を行う者と労働者との間における前者が自己の指図のままに後者を他人に提供し、使用させることができる関係をいい、実力的な支配関係や雇用契約などに基づくものである。

二について

職業安定法第四条第六項の「供給契約」とは、労働者を供給しようとする者と労働者の供給を受けようとする者との間に締結される労働者の提供に関する契約をいうものである。

三について

労働者供給事業とは、労働者供給（供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まない。）を業として行うことをいうものである。

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大島令子君提出愛知県瀬戸市幡中町デジタルTV放送地上波送信のタワー建設に関する質問に対する答弁書

衆議院議員金田誠一君提出「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出シックハウスに対する救済措置に関する質問に対する答弁書

平成十四年六月十二日提出
質問 第一〇二二号

愛知県瀬戸市幡中町デジタルTV放送地上波送信のタワー建設に関する質問主意書

提出者 大島 令子

愛知県瀬戸市幡中町デジタルTV放送地上波送信のタワー建設に関する質問主意書
愛知県瀬戸市幡中町に建設が予定されているデジタルTVの放送送信タワーに関し、周辺住民は健康上の影響があることから、建設地の変更等を要望している。

この件に関しては、先に文書で質問し、回答を得たところだが、なお、以下の点について質問する。

一 電波の曝露が人体に与える影響については、ICNIRPにおいても、わが国においても、データは短期の曝露結果であり、長期でしかも恒常的なデータはないため、国際ガイドラインやわが国の基準が恒常的な、あるいは長期的な曝露によって将来起こりうる事態をカバーす

官報(号外)

るとは考えにくい、放送タワーのような施設の周辺住民に対する影響について、どのように認識されているのか。また、その根拠は何か。

二 前述の防護基準が長期曝露を想定しておらず、そのデータもないのであれば、安全が確認されるまで、放送タワーなど特に常設される施設については、非居住地域に建設するよう国として指導すべきと考えるが、いかがか。

三 デジタルTV放送地上波送信タワーの建設地について、最初の実験地(三國山)ではなく、新たな候補地である愛知県瀬戸市幡中町に選定したのは何故か。

四 電波の人体への影響については、携帯電話等の普及に伴い、一部の国民に限定された問題ではなく、国としてきちんと調査、研究し、その結果等を国民に知らせるべきと考えるが、今後、この問題に関する情報公開についてどのように考えるか。

内閣衆質一五四第一〇二号

平成十四年七月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員大島令子君提出愛知県瀬戸市幡中町デジタルTV放送地上波送信のタワー建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員大島令子君提出愛知県瀬戸市幡中町デジタルTV放送地上波送信のタワー建設に関する質問に対する答弁書

一及び二について

無線通信に用いられる電波については、それ

が人体に好ましくない影響を与えないよう、電波の電界強度、磁界強度、電力束密度等の基準(以下「電波の強度の基準」という。)が電波法施行規則(昭和二十五年度電波監理委員会規則第十四号)等で定められているところである。

電波の強度の基準を満たす電波であれば、当該電波に人体がばく露された場合、ばく露される時間の長短にかかわらず人体に好ましくない影響を与えないことが、これまでに得られている科学的な研究成果等によって示されているところである。

放送局用送信鉄塔等に設置される無線設備は、電波の強度の基準を満たさない電波に人体がばく露されることがないよう施設されることから、そのような無線設備から放射される電波が人体に好ましくない影響を与えることはなく、電波が人体に与える影響の観点からいえば、放送局用送信鉄塔等を特定の地域に限って建設するよう放送事業者等に指導する必要はないものとする。

三について

放送局用送信鉄塔等の建設地は、事業経営等の観点から放送事業者等により決定されるものであり、お尋ねのタワーの建設地が愛知県瀬戸市幡中町に選定された理由の詳細については承知していない。なお、同市はお尋ねのタワーの誘致に積極的であったと承知している。

四について

今後とも、安心して電波を利用できる環境の更なる整備を推進していくために、世界保健機関等との連携の下、電波の安全性に関する研究等を実施し、電波の強度の基準の根拠と

なる科学的データの信頼性向上を図るとともに、その成果等を報道発表等により正確に公表していく所存である。

平成十四年六月二十一日提出
質問 第一一一二号

「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」に関する再質問主意書

提出者 金田 誠一

「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」に関する再質問主意書

「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(以下「法案」という。)」については、平成十四年五月三十一日付をもって質問主意書を提出し、同年六月十四日付をもって答弁書を受領しているところであるが、この答弁書について次のとおり質問する。

一 「国会に提出している武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(以下「法案」という。)」第二十一条の「我が国に対する・・・武力攻撃」とは、基本的には我が国の領土、領海、領空に對する武力攻撃をいふと考える。」とあるが、「基本的には我が国の領土、領海、領空」ということは、「我が国の領土、領海、領空」以外にも該当するものがあるということか、ないということか。

また「我が国の領土、領海、領空」以外にも該

当するものがあれば、現時点で政府が想定しているものを明らかにされたい。

二 「したがって、このような指定公共機関に係る個別の法制が定められていない現段階において、指定の対象となる公益的事業を営む法人を具体的に示すことは困難である。」とあるが、現時点で政府が想定している個別の法制とはいかなるものか。

また、「公益的事業を営む法人を具体的に示すこと」ができるのは、いつの時点か。

三 法案第三条(武力攻撃事態への対処に関する基本理念)、第三項中「武力の行使は、事態に應じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。」とあるが、この場合において「自衛隊の行動の地理的範囲」についての「限度」は存在するののか。

存在するのであれば、その「限度」についての政府の見解とその法令上の根拠を明らかにされたい。

四 「防衛出動は、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第七十六条の規定に基づき、内閣

総理大臣が、『外部からの武力攻撃(外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。)に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合に』命ずることができるとあり、その要件は、いわゆる自衛権発動の三要件と同じものではない。」とある。そこで以下の点について政府の見解を明らかにされたい。

① このような解釈を過去において政府が示した例はあるか。

② 防衛出動の発令の要件について政府の見解を明らかにされたい。

③ 防衛出動段階で自衛隊は武力行使ないし武器の使用ができるのか。できるのであればその法令上の根拠を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一五四第一二二号

平成十四年七月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員金田誠一君提出「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」に関する再質問に対する答弁書

一について

我が国の領土、領海、領空に対するものではない攻撃で、公海上にある我が国の艦船に対するものは、状況によっては、今国会に提出している武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（以下「法案」という。）第二条第一号の「我が国に対する・・・武力攻撃」に該当し得ると考えている。

いずれにしても、特定の事例が我が国に対する武力攻撃に該当するかどうかについては、個別の状況に応じて判断することとなる。

「個別の法制」とは、法案第二十一条第一項に

平成十四年七月十六日 衆議院会議録第四十七号

議長の報告

規定する事態対処法制として整備される個別の法制のことである。個別の法制においては、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の武力攻撃事態を終結させるための措置及びアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和十五年条約第六号）に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置について、これらの措置が適切かつ効果的に実施されるようにすることとしているが、その具体的な内容、形式、名称等は、今後の検討の結果による。

指定公共機関の指定の対象となる公益的事業を営む法人の範囲は、個別の法制において、指定公共機関に実施を求めることが必要となる対処措置の具体的な内容が法定されることにより明らかになる。具体的な指定公共機関は、当該個別の法制の成立以後において、政令で定めることとしている。

三について

法案は、憲法第九条についてのこれまでの政府の見解を前提として立案されたものであるところ、お尋ねの「自衛隊の行動の地理的範囲」の限度については、「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」に関する質問主意書（平成十四年五月三十一日提出質問第八八号。以下「前回

主意書」という。）二の1及び三の2の（3）においてお示しの、憲法第九条の下で我が国が自衛権の行使として我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することのできる地理的範囲に関する政府の見解で述べているとおりである。

四の①について

前回主意書に対する答弁書（平成十四年六月十四日内閣衆質一五四第八八号）の三の1及び3についてでお答えした「防衛出動は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条の規定に基づき、内閣総理大臣が、「外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。）に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合に」命ずることができ、その要件は、いわゆる自衛権発動の三要件と同じものではない。」との政府の見解は、これまでも衆議院議員森清君提出憲法第九条の解釈に関する質問に対する答弁書（昭和六十年九月二十七日内閣衆質一〇二第四七号）等において示しているところである。

四の②について

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条の規定に基づく防衛出動は、内閣総理大臣が、外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。）に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合に命ずることができるものである。

四の③について

自衛隊法第七十六条の規定により防衛出動を命ぜられた自衛隊は、自衛権発動の三要件（①我が国に対する急迫不正の侵害があること、②

これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと）に該当する場合に限り、同法第八十八条の規定に基づき、我が国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

このほか、防衛出動を命ぜられた自衛隊は、同法第九十二条第一項の規定に基づき、必要に応じ、公共の秩序を維持するため行動することができ、防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、公共の秩序の維持のため行う職務の執行について同法第二項の規定により準用する警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第七條及び自衛隊法第九十条第一項の規定に基づき、防衛出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官は、公共の秩序の維持のため行う職務の執行について同法第九十二条第二項の規定により準用する海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十條第二項の規定に基づき、武器を使用することができる。

平成十四年七月五日提出
質問第一二二五号

シックハウスに対する救済措置に関する質問
主意書

提出者 長妻 昭

シックハウスに対する救済措置に関する質問
問主意書

平成十四年六月二十六日の衆議院国土交通委員会の場で、シックハウス法案を遵守し、指定の建材を使用し、二十四時間換気等の措置を取った上で、建築物完成後、通常の状態で測定しホルムア

ルデヒド濃度が0.08PPMを超えた場合、入居者あるいは所有者に対する救済措置はあるのかどうか何度かお尋ねした。

ところが扇国土交通大臣の答弁は、一貫して「わからない」というものであった。そこでお尋ねする。

一 大臣答弁の「わからない」というご発言は、何がどうわからないという意味なのか。

二 先に述べた救済措置は、あるのか、ないのか。国の救済措置あるいは、国以外の救済措置の可能性、双方に関してお尋ねする。

三 先に述べた条件で仮にホルムアルデヒド濃度が0.08PPMを超えた場合、国はどのような措置を取るのか。

四 三沢政府参考人は、当日の委員会での質問に「なぜそういうことが起きたか、そういう原因をきちっと究明した上で、場合によっては、その規制値をさらに見直す必要があれば見直す」というふうに考えています」と答弁されている。どの程度の濃度オーバーの事例が発生した場合に見直すのか等、見直す場合の要件や手順をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第二二五号

平成十四年七月十二日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出シックハウスに対する

救済措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出シックハウスに対する救済措置に関する質問に対する答弁書

一について

扇国土交通大臣は、建築基準法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十五号)による改正後の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「新建築基準法」という。)第二十八条の二の規定に基づく技術的基準(以下単に「技術的基準」という。)に適合する建築物については、通常、ホルムアルデヒドの室内濃度が厚生労働省の指針値を超えることはないと考えているが、当該濃度は測定条件によって変動することから、当該濃度が必ず厚生労働省の指針値以下となることを保証するものではないという趣旨を答弁したものである。

二について

お尋ねの「救済措置」が具体的に何を指すのかが必要しも明らかではないが、お尋ねの「国の救済措置」が新建築基準法第九条に規定する違反建築物に対する措置等の行政処分を指すとすれば、建築物が新建築基準法その他の法律に違反していない以上、これらの行政処分を行うことはできない。また、お尋ねの「国以外の救済措置」については、これが事業者等に対する建築物の改修等の義務付けを指すとすれば、そのような義務付けは存在せず、さらに、立法により新たに制度化することも考えていない。

三及び四について

技術的基準に適合する建築物については、通常、ホルムアルデヒドの室内濃度が厚生労働省

の指針値を超えることはないと考えているが、仮に通常想定される測定条件の下で当該濃度について厚生労働省の指針値を超える事例が多数把握された場合には、その原因を調査し、原因が判明したときは、技術的基準の見直しを検討することになると考える。

(答弁通知書受領)

一、去る九日、内閣から、衆議院議員金田誠一君提出「海幕三等海佐開示請求者リスト事業等に係る調査報告書」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年八月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る九日、内閣から、衆議院議員川田悦子君提出「成育医療センターの看護師配置状況等の改善に関する質問」に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年七月二十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十二日、内閣から、衆議院議員原陽子君提出「残留農薬に関する質問」に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年八月二十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十二日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出「情報公開法に基づく開示決定等に対する不服申し立ての情報公開審査会への諮問遅れ等に関する質問」に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成

十四年八月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十二日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出「有事法制等にある「我が国」の定義に関する質問」に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年七月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十二日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出「米国で発がん性があると評価された食品添加物ローダミンBの健康被害への恐れに関する質問」に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年七月二十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案

右の議案を提出する。

提出者

災害対策特別委員長 田並 胤明

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、東南海・南海地震防災対策推進地域の指

定、東南海・南海地震防災対策推進基本計画等の作成、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を定めることにより、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「東南海・南海地震」とは、遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南側の海域を経て土佐湾までの地域並びにその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。

2 この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

3 この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

(東南海・南海地震防災対策推進地域の指定等)
第三条 内閣総理大臣は、東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、東南海・南海地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による推進地域の指定の解除をする場合に準用する。

(地震防災対策強化地域との調整)
第四条 内閣総理大臣は、東南海・南海地震に関する観測及び測量のための施設等の整備を図られ、並びに東南海・南海地震の発生に資する科学技術の水準が向上することにより、前条第一項の規定による推進地域の指定を受けた地域が大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第三条第一項の規定による東南海・南海地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受けることとなったときは、当該地域の指定を受けるものとする。この場合において、同条第五項中「前三項」とあるのは、「前項」とする。

第五条 中央防災会議は、第三条第一項の規定による推進地域の指定があったときは、東南海・南海地震防災対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

2 基本計画は、国の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案

震防災対策の推進に関する基本的方針、東南海・南海地震防災対策推進計画(災害対策基本法(昭和三十一年法律第二百二十三号)第二条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、次条第一項各号に掲げる事項について定めた部分をいい、以下「推進計画」という。及び東南海・南海地震防災対策計画(第七号第一項又は第二項に規定する者が東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に關し作成する計画をいい、以下「対策計画」という。の基本となるべき事項その他推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項について定めるものとする。

3 災害対策基本法第三十四条第二項の規定は、基本計画を作成し、又は変更した場合に準用する。

(推進計画)

第六条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があったときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長(指定行政機関が内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号に掲げる機関若しくは同号二に掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあつては当該事務につ

いては当該委任を受けた同条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。及び同条第五号に規定する指定公共機関(指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地方公共機関は同条第九号に規定する防災業務計画において、同法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長)は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の事項を定めなければならない。

一 避難地、避難路、消防用施設その他東南海・南海地震に關し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に關する事項

二 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に關する事項、東南海・南海地震に係る防災訓練に關する事項その他東南海・南海地震に係る地震防災上重要な対策に關する事項で政令で定めるもの

(対策計画)

第七条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者(前条第二項に規定する者を除

き、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。 一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設 二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業	5 対策計画は、推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。 6 第一項又は第二項に規定する者は、対策計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該対策計画を都府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 7 第一項又は第二項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。 8 都府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。	三 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十六条第一項に規定する危害予防規程 四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三十条第一項(同法第三十七条の七第三項又は第三十七条の十で準用する場合を含む。)に規定する保安規程 五 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十二条第一項に規定する保安規程 六 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五十五号)第二十七条第一項に規定する保安規程 七 石油コンビナート等災害防止法第十八条第一項に規定する防災規程 八 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの	二 東南海・南海地震防災規程を作成した者は、前条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その東南海・南海地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。東南海・南海地震防災規程を変更したときも、同様とする。 (地震観測施設等の整備) 第九条 国は、東南海・南海地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。 (地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等) 第十条 国及び地方公共団体は、推進地域において、避難地、避難路、消防用施設その他東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等に努めなければならない。	第二項 国は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進のために必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。 (政令への委任) 第十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (消防組織法の一部改正) 第二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。 第四条第二項第二号中「及び原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)を、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)」に改める。 (内閣府設置法の一部改正) 第三条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。 第四条第三項第十四号の二の次に次の一号を加える。 十四の三 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)に基づく地震防災対策に関すること。	2 第三条第一項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者(前条第一項に規定する者を除き、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。は、当該指定があった日から六月以内に、対策計画を作成しなければならない。 3 対策計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、対策計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該対策計画を変更しなければならない。 4 対策計画は、当該施設又は事業についての東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。	第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分(次項において「東南海・南海地震防災規程」という。)は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。 一 消防法(昭和二十三年法律第八十八号)第八条第一項若しくは第八条の二第一項に規定する消防計画又は同法第十四条の二第一項に規定する予防規程 二 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第二十八条第一項に規定する危害予防規程	第三項 国は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進のために必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。 (政令への委任) 第十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (消防組織法の一部改正) 第二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。 第四条第二項第二号中「及び原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)を、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)」に改める。 (内閣府設置法の一部改正) 第三条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。 第四条第三項第十四号の二の次に次の一号を加える。 十四の三 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)に基づく地震防災対策に関すること。	第三項 国は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進のために必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。 (政令への委任) 第十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (消防組織法の一部改正) 第二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。 第四条第二項第二号中「及び原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)を、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)」に改める。 (内閣府設置法の一部改正) 第三条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。 第四条第三項第十四号の二の次に次の一号を加える。 十四の三 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)に基づく地震防災対策に関すること。	第三項 国は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進のために必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。 (政令への委任) 第十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (消防組織法の一部改正) 第二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。 第四条第二項第二号中「及び原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)を、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)」に改める。 (内閣府設置法の一部改正) 第三条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。 第四条第三項第十四号の二の次に次の一号を加える。 十四の三 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)に基づく地震防災対策に関すること。
--	---	---	---	--	--	--	--	--	--

理 由

東南海・南海地震が発生した場合において国民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼすおそれがあることにかんがみ、東南海、南海地震に係る地震防災対策の推進を図るため、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定、東南海・南海地震防災対策推進基本計画等の作成、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院会議録第三十三号中正誤

ページ 段 行 誤

五 三 道路運送車両法 道路運送車両法

明
治
三
十
五
年
七
月
十
六
日
郵
政
特
例
法
第
三
十
三
条
第
一
項
第
一
号
の
規
定
に
基
づ
き
郵
政
特
例
法
第
三
十
三
条
第
一
項
第
一
号
の
規
定
に
基
づ
き
郵
政
特
例
法
第
三
十
三
条
第
一
項
第
一
号
の
規
定
に
基
づ
き

発行所	〒105-8445 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本体 115円 郵 10円